山梨県 U-18 女子サッカーリーグ 実 施 要 項

- 1 主 旨 山梨県における女子 U-18 年代のサッカーの技術の向上と健全な心の育成を図り、ユース年代の女子サッカーのレベル向上に寄与すること、そして高校ならびにクラブチームのさらなる増加、活動の活性化を促進し、次年度に関東女子 U-18 リーグ参入戦参加チームを決定することを目的とする。
- 2 名 称 山梨県女子U-18 サッカーリーグ
- 3 主 催 (一社) 山梨県サッカー協会、(一社) 山梨県サッカー協会女子委員会
- 4 主 管 (一社) 山梨県サッカー協会女子委員会、山梨県女子U-18部会
- 5 期 日 2024年4月~2024年12月
- 6 会 場 山梨県内各地
- 7 参加資格 (1)(公財)日本サッカー協会に「女子」の種別で登録した加盟チームであること。
 - (2) 上記(1) のチームに登録された 2005 年(平成 17 年) 4月2日から2012 年(平成 24年) 4月1日までに生まれた女子選手であること。
 - (3) クラブ申請制度の適用: (公財) 日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」 に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームから移籍することなく、上記(1)のチ ームで参加することができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームか ら選手を参加させることも可能とする。なお、選手は、上記(2)を満たしていること。選手が所 属するチームの種別・区分は問わない。
 - ※JFAのU-18選手権のレギュレーションに合わせ、高校生の登録人数を5名以上とする。
 - (4) 外国籍選手:5名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。
 - (5) 移籍選手 : 予選から本大会に至るまでに、同一選手が異なるチームへ移籍後、再び同一大会に参加申込することはできない。
 - (6) 登録 : チームへの登録人数に上限は設けない
- 8 参加チーム 参加チームは7の参加資格を満たしたチームとする。
- 9 競技方法
 - (1) 1回戦総当たりのリーグ戦を行う。
 - (2) 試合の勝者は3点、引分は1点。敗者は0点の勝点が与えられ、勝ち点の多い順に順位を決定する。但し、勝ち点が同一の場合には、以下の順により順位を決定する
 - (1) 該当チームの対戦成績
 - ② 全試合の得失点差
 - ③ 全試合の総得点
 - ④ 上記3方式においても順位が同一の場合は、抽選で決定する
- 10 競技会規定 当該年度の(公財)日本サッカー協会競技規則による。ただし、以下の項目については本大会規定を定める。
 - (1) 試合時間
 - 〈リーグ戦〉 90分 ハーフタイムインターバル 15分
 - (2) 各試合ごとの登録選手数:20名
 - (3) 交代人数:5名以内
 - (4) 各試合開始時間の 70 分前にマッチコーディネーションミーティングを実施し、メンバー表を 4 部提出する。

- (5) 本リーグ戦の試合において退場を命じられた選手は、次の試合に 1 試合出場できず、それ以降の 処置については、規律フェアプレー委員会で裁定する。
- (6) 本リーグ期間中、警告を3回受けた選手は、次の1試合に出場できない。
- (7) ベンチに入ることができる人数:15名以内(交代要員9名、役員6名)
- (8) 審判: 当該チームから有資格者により行う。
- (9) 負傷した競技者の負傷の程度を確かめるために入場を許される役員の数:2名以内
- (10) 悪天候、天災等による試合中止になった際、キックオフ前に試合が中止した場合および試合の前半途中で中止した場合は、延期とし、再試合とする。前半終了以降で中止が決定した場合は、試合中止時点のスコアをもって試合成立とする。
- 11 参加申込 2024 山梨県女子 U-18 サッカーリーグへの参加申込により、本リーグへの参加を兼ねる。
- 12 参加料 参加チームに後日お知らせします。
- 13 ユニフォーム:大会実施年度の(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規程による
 - (1) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス) については、正の他に副として、正と色彩(濃淡) が異なり判別しやすいユニフォーム色彩を参加申込書に記載し、各試合に必ず携行すること(FP・GK)。
 - (2) ユニフォームの色彩、選手番号の大会参加申込締切日以降の変更は認めない。
 - (3) ユニフォームへの広告表示については、(公財) 日本サッカー協会「ユニフォーム規定」に基づき 承認された場合のみこれを認める。なお、会場によって広告掲出料が発生する場合は、チーム負 担とする。日本女子サッカーリーグチームについてはリーグ事務局を通して(公財) 日本サッカー協会の承認を得たものに限る。
- 14 傷害補償 チームの責任において傷害保険に加入すること。
- 15 選手証 各チームの登録選手は、原則として(公財)日本サッカー協会発行の選手証(顔写真が貼付された もの)を持参しなければならない。選手証とは、(公財)日本サッカー協会 WEB 登録システム「KICK OFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもののみとする。